4

(ロ)　国外所得金額の計算の特例の創設

内国法人等の本店等と国外事業所等の間の内部取引の対価とした額が独立企業間価格と異なることにより、外国税額控除の基礎となる国外所得金額の計算上、その内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額が過少となるときは、当該内部取引は独立企業間価格によるものとみなすこととした。（租税特別措置法第四一条の一九の五、第六七条の一八及び第六八条の一〇七の二関係）

(ニ)　外国特定目的信託に係る受託法人の課税の特例及び外国特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、所要の措置を講じた上、廃止した。（租税特別措置法第六八条の三の二、第六八条の三の三、第六八条の一一〇、第六八条の一一及び旧租税特別措置法第九条の六関係）

(ヘ)　恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなった場合（その有することとなった日の属する事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）にはその有することとなった日に当該外国法人が設立されたものとみなして、試験研究費に係る繰越税額控除限度超過額控除制度等を適用することとした。（租税特別措置法第六八条の三の四関係）

資産課税

(イ)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、贈与により住宅取得等資金の取得をした者が、建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で一定のもの（以下「要耐震改修住宅用家屋」という。）を取得した場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに耐震改修を行うことにつき申請等をし、かつ、贈与の翌年三月一五日までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得を既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋を既存住宅用家屋とそれぞれみなして、本非課税措置等の適用を受けることができることとした。（租税特別措置法第七〇条の二及び第七〇条の三関係）

(ロ)　農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度等について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1)　農地等を譲渡した場合の買換え特例について、三大都市圏の特定市の特例適用農地等を収用交換等のために譲渡した場合の買換え農地等の対象に、取得時に農地等に該当しないものであっても、譲渡後一年以内に農地等に該当することとなる土地を追加する。（租税特別措置法第七〇条の四及び第七〇条の六関係）

(2)　三大都市圏の特定市の特例適用農地等を収用交換等のために譲渡した場合において、譲渡後一年以内に、特例適用農地等以外の農地等又は譲渡後一年以内に農地等に該当することとなる土地（その譲渡があった日において納税猶予適用者が有していたものに限り、譲渡をした特例適用農地等に係る相続等の開始前において有していたものを除く。）で、譲渡時における価額がその譲渡対価の額の全部又は一部に相当するものを譲渡をした特例適用農地等に代わるものとして農業の用に供する見込みであることにつき、税務署長の承認を受けたときは、次のとおりとする。（租税特別措置法第七〇条の四及び第七〇条の六関係）

イ　その譲渡はなかったものとみなす。

ロ　譲渡後一年を経過する日において、その譲渡対価の額の全部又は一部に相当する価額の農地等が農業の用に供されていない場合には、譲渡した特例適用農地等のうち、その農業の用に供されていないものに相当する部分については、その日において譲渡がされたものとみなす。

ハ　譲渡後一年を経過する日までに、その譲渡対価の額の全部又は一部に相当する価額の農地等が農業の用に供された場合には、その農業の用に供された農地等は、特例適用農地等とみなす。

(3)　農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理事業のために行われる賃借権等の設定による貸付けを特定貸付けの特例の対象とする。（租税特別措置法第七〇条の四の二及び第七〇条の六の二関係）

(4)　農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例について、平成二六年四月一日から平成三三年三月三一日までの間に特例適用農地等を収用交換等のために譲渡した場合には、利子税の全額（改正前二分の一）を免除する。（租税特別措置法第七〇条の八関係）

(ニ)　次のとおり医療法人の持分に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度等を創設することとした。（租税特別措置法第七〇条の七の五～第七〇条の七の九関係）

(1)　贈与税

イ　概要

認定医療法人の出資者が持分の放棄をしたことにより他の出資者に贈与税が課される場合には、当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該放棄により受けた利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、担保の提供を条件に、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

ロ　猶予税額の納付

移行期間内に新医療法人に移行しなかった場合又は認定の取消し、持分の払戻し等の事由が生じた場合には、猶予税額を納付する。また、基金拠出型医療法人に移行した場合には、持分のうち基金として拠出した部分に対応する猶予税額についても同様とする。

ハ　利子税の納付

右記ロにより猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、贈与税の申告期限からの期間に係る利子税を併せて納付する。

ニ　税額控除

右記イの放棄の時から贈与税の申告期限までの間に、右記イの他の出資者が持分の全部又は一部を放棄した場合には、納税猶予は適用せず、放棄相当贈与税額を納付すべき贈与税額から控除する。

(2)　相続税

イ　概要

個人（以下「相続人」という。）が経過措置医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合において、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、当該相続人が納付すべき相続税額のうち、当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額については、担保の提供を条件に、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

ロ　猶予税額の納付、利子税の納付及び税額控除については、贈与税と同様とするほか、所要の措置を講ずる。

(ホ)　個人が、平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に、宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の住宅用家屋を取得する場合における当該住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を、一、〇〇〇分の一（一般住宅一、〇〇〇分の三、本則一、〇〇〇分の二〇）に軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第七四条の三関係）

(ヘ)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象にマンション敷地売却組合が受ける次の登記を追加した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七六条関係）

(1)　マンション敷地売却組合が売渡請求権の行使により取得する区分所有権又は敷地利用権の取得の登記

(2)　分配金取得手続開始の登記

(3)　権利消滅期日後の売却マンション及びその敷地に関する権利について必要な登記